

令和7年度 亀岡市保育所等紙おむつ等納入業務 仕様書

1 目的

「令和7年度 亀岡市保育所等紙おむつ等納入業務」を実施するにあたり、本仕様書において当該業務に関する内容を定める。

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 納入内容

紙おむつ及びおしりふきを納入する。

紙おむつの規格は、Sサイズ・Mサイズ・Lサイズ・BIGサイズ・BIGサイズよりも大きいサイズの5種類とし、Sサイズ及びMサイズについては、テープタイプ及びパンツタイプを希望に応じて納入する。

おしりふきの規格は、納入先の希望に応じて、通常タイプ又は水に流せるタイプを選べるものとする。

4 紙おむつ等の納入先

	施設名	所在地
1	川東保育所	亀岡市馬路町流川30-1
2	中部保育所	亀岡市曾我部町穴太川原口34-1
3	東部保育所	亀岡市篠町野条下川1
4	第六保育所	亀岡市北河原町1丁目1-1
5	本梅こども園	亀岡市本梅町井出早田垣内13-2
6	森の自然こども園東本梅	亀岡市東本梅町東大谷生子田69
7	山の自然こども園別院	亀岡市東別院町南掛正之垣内10
8	保津こども園	亀岡市保津町六條口54-22
9	亀岡こども園	亀岡市大井町並河検見ケ上7
10	めぐみの園保育園	亀岡市篠町広田2丁目17-18
11	めぐみの園保育園 にじいろ分園	亀岡市篠町広田2丁目26-13
12	太田保育園	亀岡市蔭田野町太田竹ヶ花20-1
13	亀岡あゆみ保育園	亀岡市篠町篠下中筋45-1
14	亀岡あゆみ保育園 馬堀駅前分園	亀岡市馬堀駅前2丁目6-1

15	上西山あゆみ保育園	亀岡市篠町篠上西山 8
16	くわの実保育園	亀岡市三宅町 1 丁目 3 - 2 1
17	はこべ保育園	亀岡市篠町浄法寺中村 8
18	大井こども園	亀岡市大井町並河 1 丁目 2 4 - 2 5
19	大井こども園 並河駅前分園	亀岡市大井町土田 2 丁目 1 1 - 2 0 - 1 0 9
20	千代川こども園	亀岡市千代川町千原片ホコ 1 5
21	幼保連携型認定こども園 亀岡保育園	亀岡市北古世町 1 丁目 1 8 - 1
22	幼保連携型認定こども園 亀岡保育園分園あららぎ	亀岡市突抜町 4 3 - 3
23	小規模保育さくらんぼ	亀岡市西つつじヶ丘霧島台 2 丁目 3 0 - 1 5 4
24	びばっこベビー保育園	亀岡市亀岡駅北 1 丁目 8 - 2 サンガスタジアム b y K Y O C E R A 内
25	千代川幼稚園	亀岡市千代川町小川 3 丁目 5 - 1 1
26	安町幼稚園	亀岡市安町小屋場 3 1
27	ひかり幼稚園	亀岡市西つつじヶ丘霧島台 2 丁目 3 0 - 1 5 4
28	篠村幼稚園	亀岡市篠町篠上中筋 4 7 - 2
29	びばっこ保育園	亀岡市亀岡駅北 1 丁目 8 - 2 サンガスタジアム b y K Y O C E R A 内
30	保津川ひよこ保育園	亀岡市大井町並河 3 丁目 1 1 - 4 5
31	かめでんキッズルーム ～すまいる～	亀岡市篠町広田 1 丁目 2 5 - 1
32	亀岡よいこらんど保育園	亀岡市河原林町河原尻上砂又 1 0 0

5 納入予定数量

(単位：枚)

おむつ	テープタイプ	S サイズ	1, 2 7 2
		M サイズ	2, 0 9 6
	パンツタイプ	S サイズ	3, 1 6 2
		M サイズ	9 9, 2 1 6
		L サイズ	2 5 0, 9 3 2
		B I G サイズ	1 2 3, 1 2 0
		B I G より大きいサイズ	1 1, 4 5 4
おしりふき	通常タイプ		2 3 1, 9 8 4
	水に流せるタイプ		7 3, 7 2 8

6 契約締結の方法

契約は、おむつ及びおしりふきの各規格 1 枚当たりの単価契約とする。

7 業務内容

(1) 注文受付

- ・注文の受付は、原則としてメール又は受注者が用意する発注システム等により行うこと。ただし、従前の仕組み（火曜日発注・金曜日納品）の維持に可能な限り配慮すること。
- ・誤注文を防ぐため、注文取り消し等の体制を整えておくこと。
- ・注文の方法及び在庫管理は、保育士等の負担軽減に配慮すること。

(2) 配送業務

- ・注文を受け付けた場合は、指定時間までに指定場所に確実に配送できるよう、適切な配送体制を整えること。

(3) 業務報告

- ・受注者は、保育所等に納入するおむつ及びおしりふきの量を把握し、毎月の末日において算出したおむつ及びおしりふきの納入数を報告すること。

8 委託料の支払い

- (1) 受注者は、毎月の末日においておむつ及びおしりふきの納入数を算出し、委託料並びに消費税及び地方消費税を発注者に請求する。

- (2) 発注者は、受注者から請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。